

## 第8章 計画推進システム

計画の実効性を高めるための推進体制と進行管理について示すとともに、環境報告書による進捗状況の把握・公表について計画中に位置づけます。

### 第1節 計画の推進体制

計画を円滑かつ効率的に推進するためには、市・市民・事業者が環境情報を共有し、各主体が互いの役割を理解し、市民全員の参加と協働による環境保全活動の体制づくりが必要です。

ここでは、市と市民、事業者などの役割や、庁内における横断的組織など、計画の推進体制を明らかにします。

#### 1 市民・事業者

市民・事業者は、自ら自発的かつ積極的に環境に関する行動を実践することに加え、行政（市）とともに協働で事業などを実施していくことが求められます。

##### 役割

- ◇主体別の取り組み（環境保全活動）を実践します。
- ◇年次報告書やホームページ、広報などに目を通し、必要に応じて意見を述べます。
- ◇地域環境保全活動などに積極的に参加します。

#### 2 環境ボランティア会議

エコリーダーやストップ温暖化推進員など、市内の環境ボランティアの代表で組織され、積極的な環境保全活動の実践のほか、環境基本計画の進捗状況について点検を行い、必要に応じて取組方策などへの意見や提案を行います。

##### 役割

- ◇環境基本計画の進捗状況について、必要に応じて意見を述べます。
- ◇地域環境保全活動などに積極的に参加します。

#### 3 環境審議会

三島市環境基本条例第25条に基づき、市長が委嘱する委員20名以内（学識経験者、市内の各種団体などを代表する者、市民、関係行政機関の職員のいずれか）により組織されています。

##### 役割

- ◇市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項について調査・審議します。
- ◇環境の保全及び創造に関する事項に関し、必要に応じて市長に意見を述べます。

#### 4 環境基本計画推進本部

本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進する、市役所内部の横断的な推進組織である「環境基本計画推進本部」は、原則として環境マネジメントシステムの環境マネジメントマニュアル「4.4.1 資源、役割、責任及び権限」における既存の管理及び推進体制を活用します。

##### 役割

- ◇計画の進行管理や効果的な取り組みの検討、複数の所管による関連事業の調整などを行います。

## 5 計画推進事務局

---

環境審議会や環境基本計画推進本部の事務局、市民や事業者と市を結ぶ窓口の役割を果たすため、環境政策課を計画推進事務局と位置づけます。

### 役割

◇計画の進行管理や効果的な取り組みの検討、複数の所管による関連事業の調整などを行います。

## 第2節 計画の進行管理

計画を着実に推進していくためには、市の施策や取り組みの進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を見直していく必要があります。そこで、計画策定から具体的な行動の実施・運用、点検・評価、改善までの一連の流れを、「Plan（計画する）」→「Do（実施する）」→「Check（点検する）」→「Action（見直す）」という環境マネジメントシステムに基づくPDCAサイクルを活用することにより計画の進行管理を図ります。

### 1 計画する(PLAN)

環境基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市民、事業者、環境審議会、環境ボランティア会議、事業者団体などの意見を広く取り入れた環境基本計画を策定します。</li> <li>◇望ましい環境像や基本方針、取り組みの方向、数値目標など、環境施策の方向性を示すことに主眼を置きます。</li> </ul>
環境マネジメントシステム	◇年度当初に、施策名、担当部課名、数値目標、具体的な事業内容などを示した実施計画を策定します。

### 2 実行する(DO)

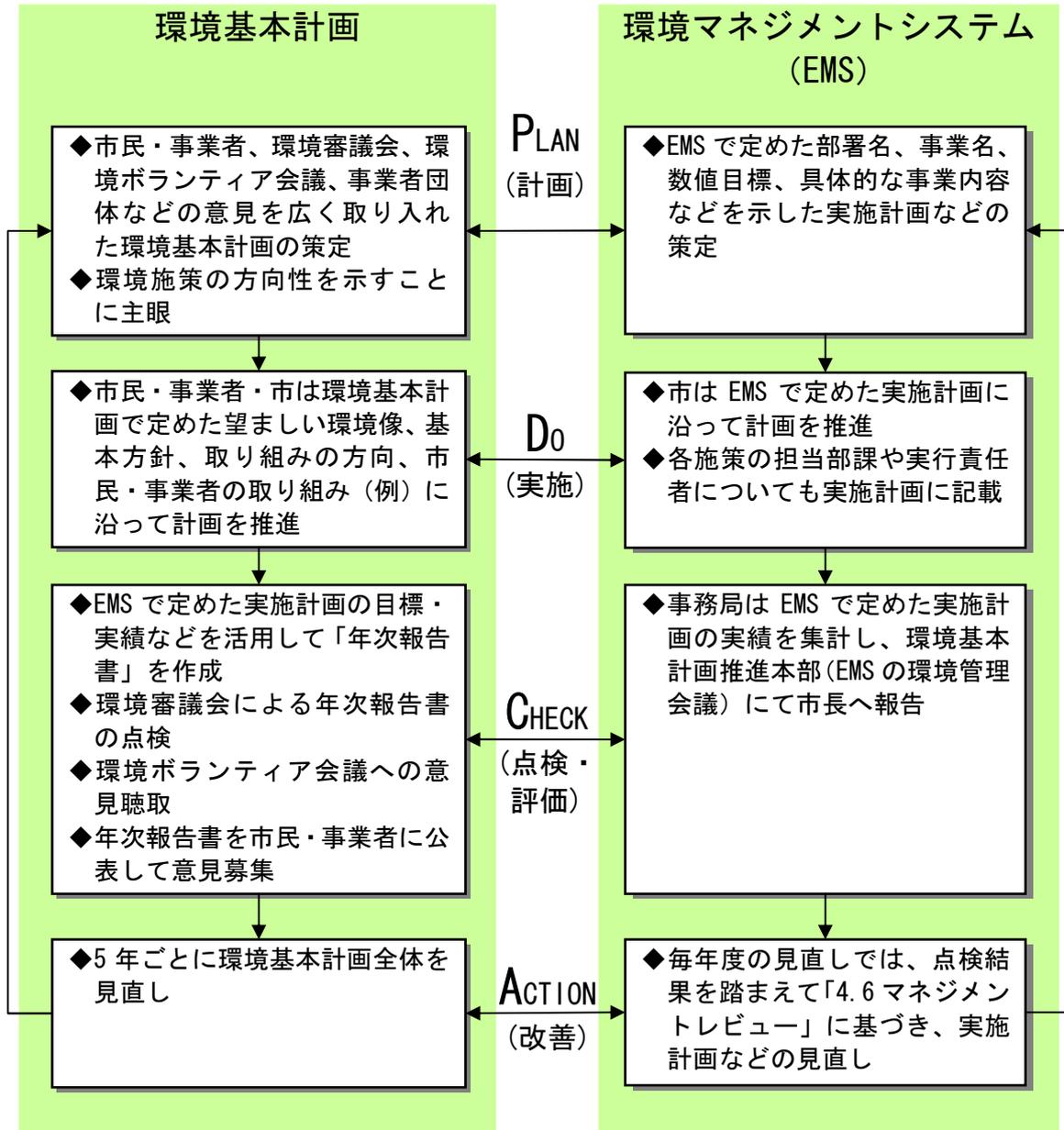
環境基本計画	◇市民・事業者・市は協働して望ましい環境像、基本方針、取り組みの方向、市民・事業者の取り組み（例）に沿って計画を推進します。
環境マネジメントシステム	◇実施計画に基づき、各担当部課は責任を持って施策や事業の推進に努めます。

### 3 点検する(CHECK)

環境基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市は環境マネジメントシステムで定める実施計画の実績に加え、環境基本計画の進捗状況についてまとめた年次報告書を作成し、環境審議会に報告するとともに意見などを求めます。さらに、年次報告書は一般公開し、環境ボランティア会議などから意見などを聴取します。</li> <li>◇5年ごとに環境基本計画全体を総括して点検します。</li> </ul>
環境マネジメントシステム	◇毎年度の点検では、環境マネジメントシステムで定めた実施計画の実績などについて、各担当部課から報告を受けた事務局は、その結果を集計し、環境基本計画推進本部（環境マネジメントシステムの環境管理会議）にて市長へ報告します。

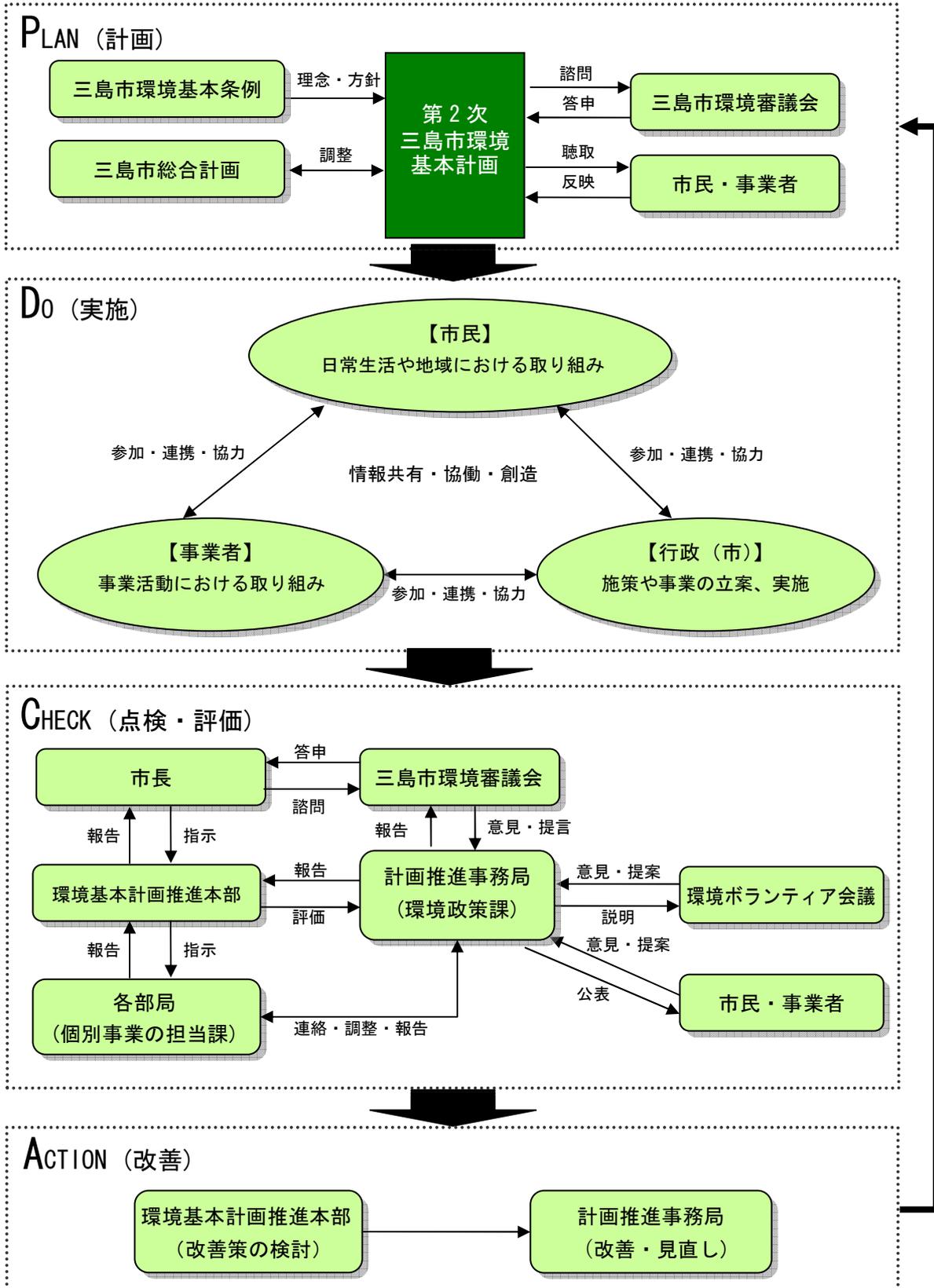
### 4 見直す(ACTION)

環境基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇計画に沿った施策などの実施状況の点検結果を踏まえて、取り組みの見直しを行います。なお、必要に応じて、施策や環境指標、進行管理の仕組みなど、計画の見直しを行います。</li> <li>◇5年ごとに環境基本計画全体を見直します。</li> </ul>
環境マネジメントシステム	◇毎年度の見直しでは、環境基本計画に基づき実施された施策などの実施状況の点検結果を踏まえて、環境マネジメントマニュアル「4.6 マネジメントレビュー（市長による見直し）」に基づき、実施計画などの見直しを行います。



環境基本計画と環境マネジメントシステム (EMS) による PDCA サイクル

第8章 計画推進システム



計画の推進体制と進行管理のフロー

## 第3節 計画の推進方策

環境報告書、個別計画との調整、計画の周知・広報、予算措置など、計画を推進するための推進方策やその方向性について示します。

### 1 環境報告書の作成・公開

環境の現況や進行管理に関わる事項について毎年、環境報告書を作成し、ホームページなどを通じて公開することにより、市民・事業者などに対して十分な情報提供を行います。

なお、環境報告書の作成にあたっては、計画全体の進捗状況を分かりやすく示す工夫を盛り込みます。

### 2 個別計画との調整

本計画は総合計画をはじめ、本市の他の個別計画や国・県の計画などと調整を図りながら推進します。なお、三島市市環境基本条例第8条に規定されているように、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施する時には本計画との整合を図る必要があります。

### 3 計画の周知・広報

環境基本計画の周知・広報のため、計画書及び概要版の配架（市役所、図書館、公民館など）、回覧（回覧板など）、ホームページへの掲載などを行うほか、「広報みしま」などによる広報を行います。さらに、環境に関するイベントや出前講座など、あらゆる場面における広報を心がけます。

### 4 予算措置

本計画に掲げられた取り組みを実施するため、計画の進捗状況や取り組みの有効性を検証しつつ、必要な財政上の措置を講じます。

### 5 広域的な連携・協力の推進

市内の環境を保全・改善するためには、本計画に掲げられた取り組みだけにとどまらず、関係する行政機関や近隣の地方公共団体との連携・協力を図ることが必要です。

今後も広域的な取り組みが必要な施策については、関係する行政機関や近隣の地方公共団体との協議・調整の場などを活用し、連携・協力を進めます。